

県南広域振興局長告示第 18 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物を次のとおり認定した。

平成 18 年 4 月 25 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 申請者の住所及び氏名(名称) 東京都千代田区神田佐久間河岸 67 MBR99 ビル 5 階 ロック開発株式会社 代表取締役 横田 稔弘
- 2 認定年月日 平成 18 年 3 月 24 日
- 3 対象区域及び建築物の位置
  - (1) 対象区域 北上市里分第 4 地割 17 番 2、18 番 2、19 番 1、20 番 1、22 番 1、25 番 1、25 番 2、25 番 3 の一部、25 番 4、25 番 5、25 番 6、25 番 7、26 番、27 番 1、27 番 2、27 番 3、27 番 5、28 番 2、28 番 3、29 番、30 番 1、33 番 1、33 番 2、34 番 1、34 番 2、37 番 2、38 番 1、38 番 2、39 番 2、40 番、41 番 1、42 番 1、49 番 1、49 番 2、50 番、51 番、52 番、53 番、54 番、55 番 1、55 番 2、56 番 1、56 番 2、57 番 1、57 番 2、58 番、59 番、60 番、61 番、62 番、63 番 1、77 番、78 番、79 番、80 番 1、80 番 2、240 番、241 番、242 番の一部、243 番、244 番、245 番、246 番、247 番、248 番及び 249 番
  - (2) 建築物の位置 別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、県南広域振興局北上総合支局土木部に備えておいて縦覧に供する。